



Title	戦国期城郭政策論
Author(s)	馬部, 隆弘
Citation	大阪大学, 2007, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/47087
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名	ば べ たか ひろ 馬 部 隆 弘
博士の専攻分野の名称	博 士 (文 学)
学 位 記 番 号	第 2 0 7 8 6 号
学 位 授 与 年 月 日	平成 19 年 3 月 23 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第 4 条第 1 項該当 文学研究科文化形態論専攻
学 位 論 文 名	戦国期城郭政策論
論 文 審 査 委 員	(主査) 教 授 村 田 路 人 (副査) 教 授 梅 村 喬 教 授 平 雅 行

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、戦国大名毛利氏の権力確立過程を、同氏の城郭政策のあり方から論じたものである。本論文は、序章と 5 つの章、および終章から成り、400 字詰原稿用紙に換算して約 520 枚の分量である。

序章「城郭研究の課題と本論文の視角」では、従来の戦国大名研究および城郭史研究を振り返り、文献史学による城郭研究の方法論を構築することが急務であるとした上で、本論文の課題は、戦国大名が地域再編を行うにあたり、城郭をいかに利用したかを検討することであるとしている。

第一章「大名領国における城郭の類型試案－戦国期城郭政策論の前提－」では、第二章以下の論を展開する前提として、多様な存在形態を示す支城の類型化を試み、城主支城・城代支城・城番支城の 3 類型を提示している。

第二章「戦国期毛利氏の領国支配における『検使』の役割」では、毛利氏領国における「検使」の事例を検討し「検使」とは、大名毛利氏の上意に基づき、国衆の居城や在番支城（城代支城・城番支城）に派遣されて、在番衆の監督や城普請の監督、軍勢の監督等にあたる存在であったことを証明している。

第三章「戦国期毛利領国における『堀隔子』の構造と役割」では、戦国期毛利氏関係史料にしばしば登場する「堀隔子」（城郭堀の一種）の実態を明らかにするとともに、「堀臨子」建設のための役賦課が、検使により、個別在地領主の支配の枠を超えて行われていたことを論証している。

第四章「戦国期毛利氏の領国展開と城郭支配政策の転換」では、毛利氏権力の確立過程における諸画期を、家中に対する支配権を確立した天文末年、および豊臣大名となった天正 10 年に求める従来の見方を批判し、城郭政策の変化という観点から、永禄後期という時期の画期性を主張している。

第五章「西国における公的城郭の創出とその展開－『城督』を手がかりに－」は、戦国大名権力が領国内に公的城郭を作り出していく過程を、大内氏・大友氏・毛利氏の各大名権力機構においてみられる「城督」を手がかりに検討したものである。ここでは、「城督」が城置物・城衆を含めた公の城を預かる存在であったことを明らかにするとともに、三氏の大名権力の性格の違いを「城督」政策の差から論ずることができるとしている。

終章「課題と展望」では、本論部分の総括を行うとともに、各戦国大名における城郭政策の比較の必要性や、文献史学による遺構研究の必要性を説いている。

論文審査の結果の要旨

戦国大名が、自立した在地領主である国衆たちを自己の支配下に組み込みつつ、大名権力をいかに確立していったのかは、戦国大名研究の主要課題の一つであり、これまでも多くの論者がこの課題に取り組んできた。本論文は、毛利氏を主たる対象として関連史料を博搜し、大名の支城政策のあり方という新たな観点からこの課題にアプローチしたものであるが、大名家中形成過程に着目して行われることの多かった近年の戦国大名研究に対し、新たな方法論的提起を行ったという点で大きな意義を有している。

とりわけ、毛利氏大名権力を体現して支城に派遣された「検使」の機能・役割を毛利氏権力機構の中に明確に位置づけ、戦国大名権力確立の一指標とするとともに、「検使」制度そのものから毛利氏大名権力の特質に迫ったことは大きな成果であり、今後の戦国大名研究は、申請者の方法論を無視することはできないであろう。

また、従来まったく研究のなかった「堀隔子」の実態を明らかにするとともに、考古学的研究や縄張り論による城郭復元の限界と、文献史学による城郭論の可能性を示したことも、特筆すべき成果である。なお、この申請者の「堀隔子」論は、「堀隔子」の実態を解明したという点だけでなく、「堀隔子」普請役賦課のあり方が、毛利氏大名権力の特質を反映するものであることを明らかにした点でも、意義を有している。

さらに、永禄後期に「検使」と「堀隔子」が登場することを基礎に、毛利氏大名権力の画期として、永禄後期という時期を設定したことも、本論文の成果として見逃せない。これは、毛利氏大名権力確立過程における従来の時期区分に見直しを迫るものである。

以上のように、本論文は、戦国大名毛利氏権力の実態と特質を解明したという点においても、また、戦国大名研究について新たな方法論を提起したという点においても多大の意義を有しており、戦国大名研究を大きく進展させたといつてよい。もちろん、本論文にも問題がないわけではない。総論的な位置を占める序章および第一・第四章は整理と論理化が十分行われておらず、読みづらいものとなっている。これは、毛利氏の城郭政策を戦国大名一般の城郭政策へと普遍化してゆく作業がまだ十分でないことを示すものでもある。また、文章表現のまづい箇所も目立つ。しかし、これらの問題点は、本論文の価値に較べれば、小さなものというべきである。

よって、本論文を博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。